

経済的インセンティブ（案）

- 今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域など、へき地でなくても、人口規模、地理的条件、今後の人口動態等から、医療機関の維持が困難な地域であり、優先的かつ重点的に対策を進める区域として設定される「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」における医師確保を推進するため、都道府県の「医師偏在是正プラン(仮称)」に基づき、経済的インセンティブを講じることとしてはどうか。
- 都道府県の「医師偏在是正プラン(仮称)」全体の策定にあわせて、令和8年度から経済的インセンティブの本格実施とするよう検討すべきではないか。
 - ・ 診療所医師が高齢化し、人口規模が小さい二次医療圏等で診療所数が減少傾向にある中、「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」で承継・開業する診療所に対する支援を行うこととしてはどうか。この支援については、緊急的に先行して取り組むことが考えられるのではないか。
 - ・ 「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」において、急激な人口構造の変化や医師の高齢化により医療提供体制の維持に課題が生じる地域を下支えする観点から、当該区域内の一定の医療機関に対して、派遣される医師及び従事する医師への手当増額の支援を行うこととしてはどうか。また、当該区域内の一定の医療機関に対して、土日の代替医師確保等の医師の勤務・生活環境改善の支援を行うこととしてはどうか。
 - ・ 「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」において、中核病院等からの医師派遣により医師を確保するため、当該区域内の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関に対する支援を行うこととしてはどうか。
- その際、国において、事業費の総額を設定した上で、その範囲内で、人口、可住地面積、医師の高齢化率、医師偏在指標等に基づき、都道府県ごとに予算額の上限を設定し、その範囲内で支援を行うこととしてはどうか。
- 地域の医療提供体制の確保は、国と都道府県が連携して取り組んできたが、適切な給付を行うことは医療保険制度において保険者に求められるものであり、医師少数地域における適正な給付の維持・確保は保険者にも一定程度の責任が求められる。このため、「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」における支援のうち、本来診療報酬により賄われているが、特定の地域に対して診療報酬で対応した場合、当該地域の患者負担の過度の増加をまねくおそれがあるものについて、全ての被保険者に広く負担いただくよう保険者からの拠出を求めることとしてはどうか。
- また、こうした支援策の検討に当たっては、給付費全体の中でバランスをとる観点から、地域間・診療科間の医師偏在是正のための診療報酬での対応を図ることが考えられるのではないか。

① 施策の目的

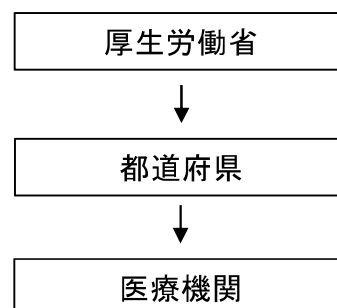
少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施するため、医師少数地域の医療機関に対する支援による医師偏在是正に取り組む。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

人口規模、地理的条件、今後の人口動態等から、医療機関の維持が困難な地域である「重点医師偏在対策支援区域（仮称）」において、診療所医師が高齢化する中で、医師を確保するため、支援区域内で診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の定着支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

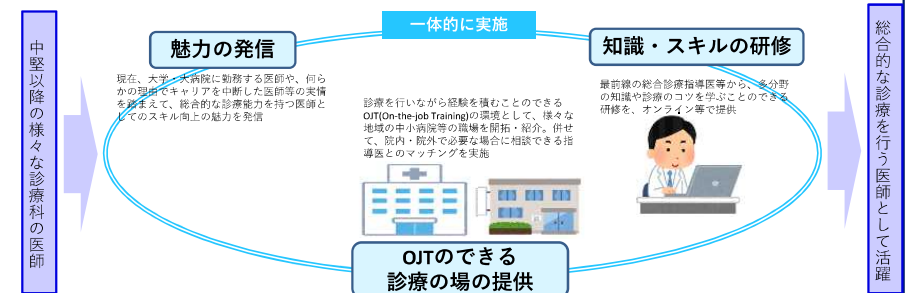
医師少数地域での医師確保が図られ、医療提供体制の維持・確保に寄与する。

【参考】R6年度補正予算案の主要施策集より

- ＜事業イメージ（案）＞



○ 中堅・シニア世代等の医師に対する総合的な診療能力等に係るリカレント教育の推進を支援



○ 都道府県における地域医療対策協議会等による医師派遣調整機能等を強化するため、都道府県と大学病院等の間で、医師派遣、医学部地域枠等に関する連携パートナーシップ協定の締結を推進することとしてはどうか。

施策名：医師偏在是正に向けた広域マッチング事業

① 施策の目的

少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施するため、中堅・シニア世代等の医師を対象とした広域マッチング支援による医師偏在是正に取り組む。

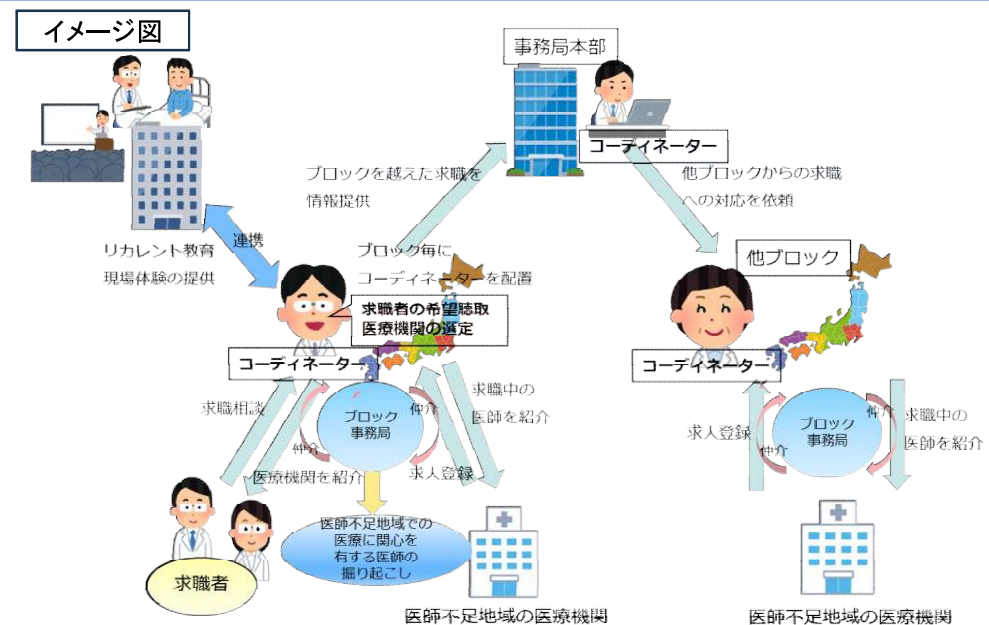
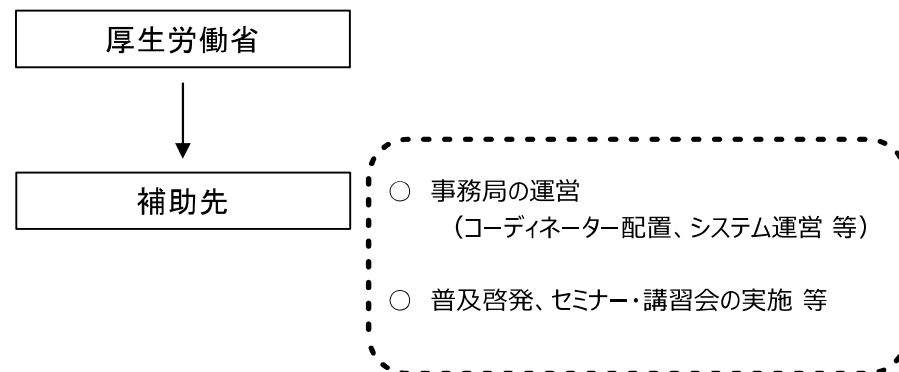
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

全国的に、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師不足地域での医療に関心・希望を有する医師の掘り起こしやキャリアコンサルティングを行い、必要に応じてリカレント教育や現場体験につなぎ、医師少数地域の医療機関とのマッチング、その後の定着支援等を行うための財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医師少数地域での医師確保が図られ、医療提供体制の維持・確保に寄与する。

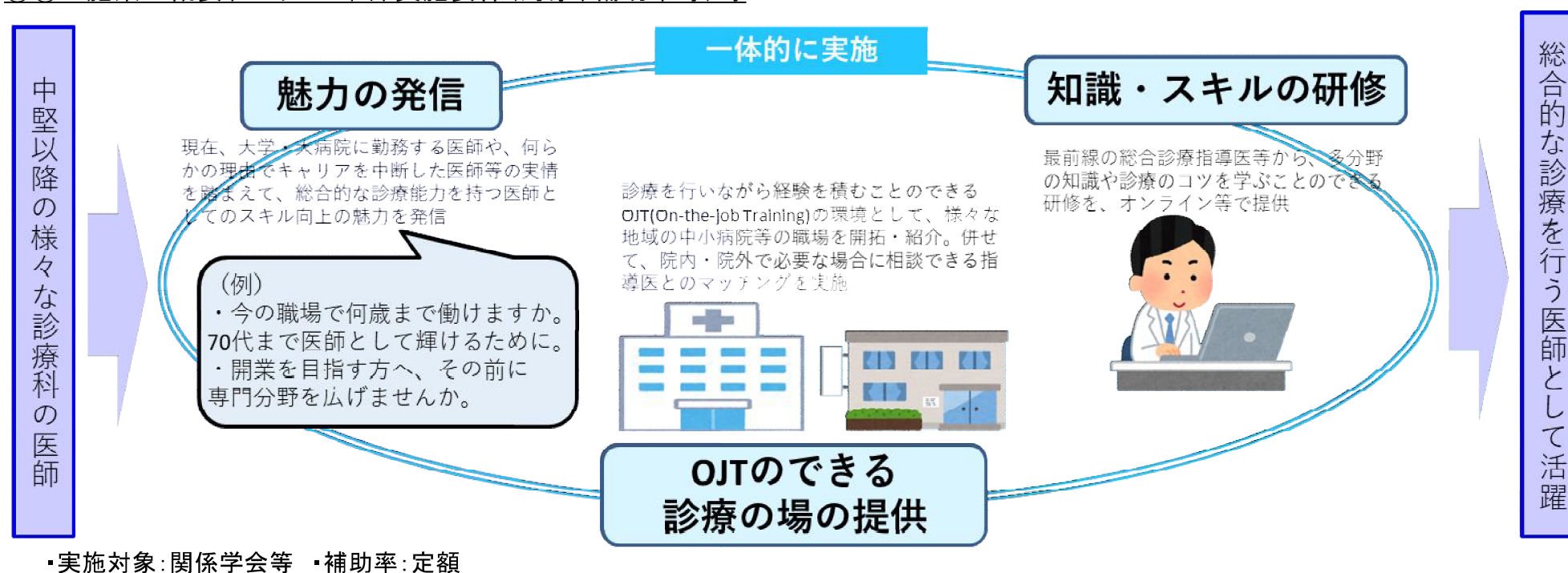
① 施策の目的

- ・経済財政運営と改革の基本方針2024において、総合的な診療能力を有する医師の育成や、リカレント教育の実施等の必要な人材を確保するための取組を実施することとされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のひとつとして、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医の養成を推進することを目的としている。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③④ 施策の概要、スキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・中堅以降の様々な診療科の医師等に対しリカレント教育を実施することで、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる医師の育成に寄与し、地域偏在と診療科偏在対策の更なる推進が見込まれる。

施策名:臨床研修費等補助金

① 施策の目的

- 平成16年度からの医師臨床研修制度必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷及び疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を修得するための臨床研修を支援するとともに、その制度の中で、地域における医師不足及び医師偏在対策を支援し、もって地域において安心・信頼してかけられる医療の確保を推進することを目的として、その研修等の実施に必要な支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- 令和8年度の臨床研修から開始される広域連携型プログラムの作成・調整を行うため、広域連携型プログラムを設置する基幹型臨床研修病院のプログラム責任者等に係る経費を支援する。
- 臨床研修病院の質の維持・向上を図るために必要な第三者評価を受審する基幹型臨床研修病院の受審経費について支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施対象
医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に基づき都道府県知事の指定する病院(臨床研修病院)
- 補助率:定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 広域連携型プログラムに係るプログラム責任者等経費を支援することで、質の高いプログラム作成に寄与し、研修医の質の向上を推進することが見込まれる。
- また、第三者評価受審に係る経費を支援することで、臨床研修病院の質の向上を推進することが見込まれる。

① 施策の目的

医師の働き方改革関連制度への対応状況について詳細を把握することで、今後の医療機関支援の方向性や強化すべき点を洗い出し、施行後の早期に効果的な支援の検討をするとともに、長時間労働の傾向がある外科系診療科における勤務環境改善の取組への伴走支援と取組プロセスの分析を行い、好事例として他医療機関へ普及展開することで更なる医師の働き方改革の推進を目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

① 医療機関における働き方改革調査

各医療機関における時間外・休日労働の状況や勤務環境改善に向けた取組状況等について、個別のテーマ毎に必要な調査を行い、実態把握や課題抽出等を行う。

(必要と考えられる調査事項について)

- ・時間外・休日労働の上限規制に係る特例水準の適用を受ける医療機関を含めた医師の労働時間の状況
- ・医療法に基づく面接指導及び勤務間インターバル・代償休息の実施体制、実施状況 等

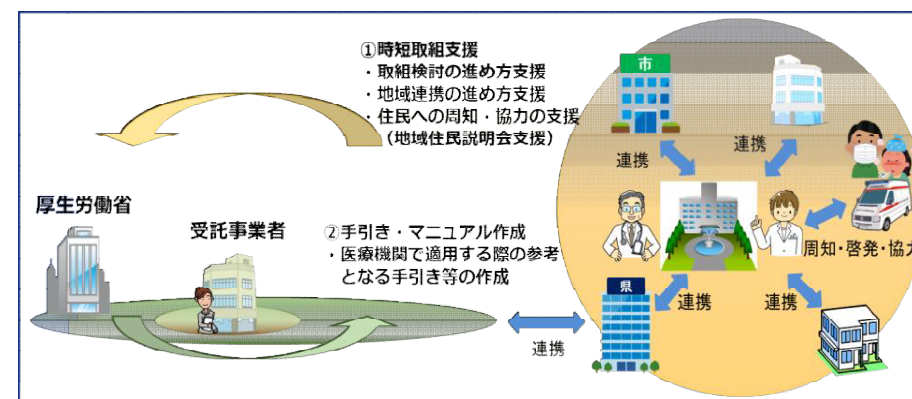
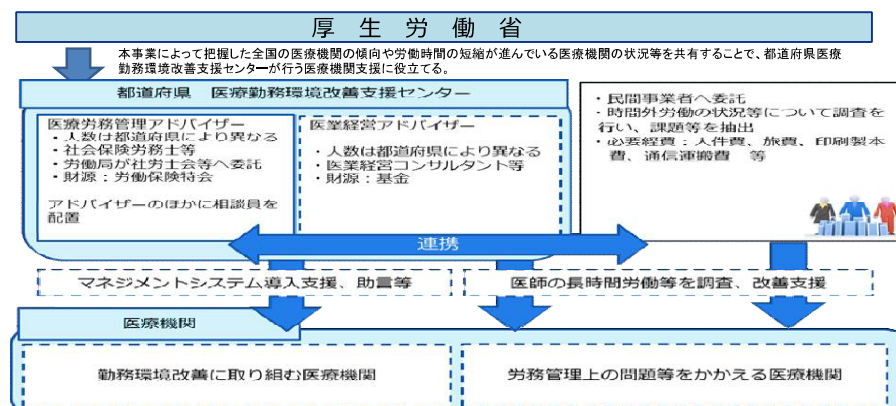
② 医師の労働時間短縮にかかる調査及び伴走支援

特に長時間労働が指摘されている外科系診療科を中心に、労働時間短縮にかかる総合的な取組を行う医療機関を選定し、伴走型の具体的な支援を行いながら勤務環境の改善を推進するとともに、支援を通じて課題の抽出及び効果的手法等の知見について調査分析を行い、好事例として横展開するもの。

(具体的な事業内容)

- ・ 院内の取組支援、行政機関等の関係機関との連携、患者及びその家族への周知・協力依頼等にかかる支援
- ・ 他の医療機関の参考となるよう取組プロセスを好事例として取りまとめ

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

施行後の早期に新制度への医療機関の対応状況について詳細を把握することで、今後の医療機関支援の方向性や強化すべき点を洗い出すとともに、医療機関へのより効果的な支援の検討を行うことで、医療機関における働き方改革を更に推進することができる。

施策名:大学における恒久定員内地域枠設置促進事業

① 施策の目的

- ・医師確保ガイドラインにおいて、「安定した医師確保を行うため、都道府県は、積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について大学と調整を行うとともに、医師の育成や配置方法について、大学と連携してキャリア形成を支援しつつ、地域枠等の医師が地域医療に従事する仕組みを構築することが重要」とされている一方で、都道府県や大学の協議等の状況によっては、恒久定員内地域枠の設置が十分進んでいない場合もある。
- ・都道府県の地域医療支援センターにおけるキャリア形成プログラム等の取組と連携しながら、地域枠学生を受入れ育成する大学において、恒久定員内への地域枠の設置等を含む地域への定着の取組を促進させるための補助を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③④ 施策の概要、スキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)地域枠センター(仮称)の設置

以下(2)～(5)を推進するための体制を整備。

(2)都道府県との連携強化

都道府県と連携し、恒久定員内地域枠設置の設置の検討やキャリア形成プログラム等への協力を行う。

(3)地域枠学生・医師の教育研修の充実

恒久定員内地域枠の設置に伴い必要となる教育研修の充実に係る設備投資等の補助を行う。

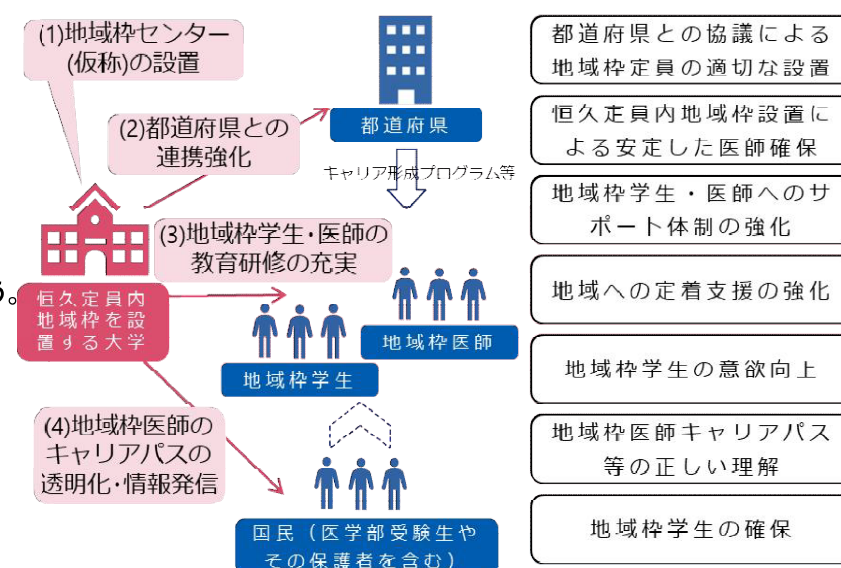
(4)地域枠医師のキャリアパスの透明化・情報発信

医学部受験生やその保護者に対する地域枠医師のキャリアパスの理解を深める。

(5)その他恒久定員内地域枠の設置に必要な取組

・実施対象:医師養成課程を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定に基づく大学のうち、恒久定員内地域枠を設置するもの

・補助率:定額



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・直近の需給推計では、医師数は増える一方で、将来的には、供給(医師数)が需要(医療ニーズ)を上回り、医師は供給過剰となることが見込まれる。このため、医学部定員の適正化を図る必要があり、安定した医師確保を行うため恒久定員内の地域枠の設置を更に進める必要がある。

・本事業を通じて、恒久定員内への地域枠設置を要件等として、大学への支援を行うことで、都道府県において安定した医師の確保が見込まれる。